

## 青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第11回）議事概要

1 日時 平成20年11月5日（水）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

赤垣敏子（家），石岡隆司（地），岡 英範（地），小川理佳（家），柿崎雅（家），小泉敏彦（地家），小磯武男（地家），嶋貫俊信（地家），竹中司郎（家），中田鶴子（地），成田耕造（地家），沼田 徹（家），藤本ふみ（家），松田修一（地家），渡邊英敬（地）

(2) 事務担当者

（地方裁判所） 刑事首席書記官，事務局長，事務局次長

（家庭裁判所） 事務局長，事務局次長

4 議事

(1) 開会あいさつ（小磯委員長）

(2) 新委員紹介

赤垣敏子，岡 英範，柿崎 雅，嶋貫俊信，竹中司郎，藤本ふみ

(3) 意見交換のテーマ

ア 委員会の全面公開の是非について

イ 裁判員制度における質問手続について

ウ 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度について

(4) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 委員会の全面公開の是非について

◎ 従前は，委員会の了解の下に，委員長のあいさつ部分までを報道機関に公開し，具体的な議事内容については，委員会終了後の記者レク及び委員

会議事概要をホームページに掲載する方法により公開しているが、前回の委員会において、全面公開すべきとの御意見をいただいたことから、各委員の御意見をいただきたい。

- 納税者の税金が使われている委員会であれば、基本的には全面公開すべきではないか。また、裁判所の在り方を世間一般に近づけ、開かれた裁判所にしようという委員会の趣旨からしても公開するのが筋ではないか。
- 納税者の立場から公開しなければならないというが、ここで委員会を開催しているという事実が伝わるだけではいけないのか。
- 全面公開とした場合、マスコミを通じて活字として報道されても微妙なニュアンスが伝わらない場合もあるので、これまでの公開の形でよい。
- ◎ 全面公開の是非の問題については、多数決を採るような問題ではなく、すぐに答えが出るものでもないことから、今後も継続して審議していくこととしたい。

#### イ 裁判員制度における質問手続について

- ◎ 次のテーマに入る前に、前回の委員会以降における裁判員制度広報に向けた取組状況について、地裁事務局次長から報告させたい。
- （資料映像（DVDビデオ。以下同じ。）を上映しながら、以下のとおり報告した。）
  - ・ 8月2日に法曹三者が参加したねぶた運行（青森市PTA連合会ねぶた）の様相
  - ・ 8月6日のねぶた祭に裁判所前特設ステージで開催した法曹三者によるねぶたイベント（裁判員制度の説明を中心とした〇×クイズ）の実施状況
  - ・ 10月2日の法の日週間記念行事として実施した模擬裁判の実施状況
- ◎ このテーマについては、青森地裁刑事部総括判事の渡邊委員に説明をお願いし、その後各委員の御意見をいただきたい。

○□ （配布資料及び資料映像に基づいて裁判員候補者名簿作成から裁判員が選任されるまでの手続の概要について説明した。）

(ア) 質問方式について

○□ （資料映像に基づいて、現在青森地裁において検討されている裁判員選任手続期日における質問方式（個別質問方式、集団一括質問方式及びグループ質問方式）のイメージや検討状況を説明し、各方式のメリットやデメリットなどを紹介した。）

○ 個別質問方式は、一人の候補者に対して、あれだけ多くの関係者が立ち会う必要があるのか。また、集団一括質問方式は、質問が一方的で参加する人のモチベーションが上がらないと思われるので、集団一括質問方式には反対である。

○□ 質問手続では、審理を担当する裁判官、検察官、弁護士及び書記官が立ち会うことになる。個別質問方式では、これらの関係者全員が一人の候補者と対応するため、どうしても圧迫感が出てくるので、関係者の配置などに配慮する必要があると考えている。

○ 集団一括質問方式では、発言したい人の意見はどのようにして吸い上げるのか。

○□ 当日用質問票に個別方式による質問手続を希望する旨を記載していただく欄があり、周囲に聞かれたくないことを話しておきたいという候補者がいれば、集団質問を行った後に個別にお話を伺うことになる。

○ 質問方式については、最高裁から何らかの方針が示されているのか。

○□ 特に示されていることはない。最初の模擬選任手続は個別質問方式で行ったが、参加者からは時間がかかると不評であった。また、6人しか選ばれないのに、なぜこれだけ多くの候補者を呼び出すのかという声もあった。選任手続に必要な候補者の数は、辞退事由がある候補者や不公平な裁判をするおそれがあるなどの理由で不選任となる候補者がどの

程度いるのか分からないという不確定要素があることから、候補者を多めに呼び出さざるを得ないという事情にある。青森地裁で想定している候補者は50人から100人程度である。

- 検察官と弁護人は、それぞれ4人まで理由を示さない不選任請求をできることになっているが、その立法趣旨は何か。
- 不公平な裁判をするおそれがあるということを理由を明らかにした上で請求しなければならないとすると、検察官も弁護人も権利行使が困難になることから、その代わりに4人までは理由を示さないで不選任請求が認められることになったものである。
- 検察官や弁護人がそのための情報を得る時間を確保しなければならないことと、候補者の待ち時間をできるだけ短縮することとの均衡を考えると、グループ質問方式が現実的ではないかと思われる。いずれにせよ、個別質問方式は相当ではないので、集団一括質問方式かグループ質問方式で考えていくべきではないか。

(イ) 選任手続の開始時刻について

- (管内面積が広く公共交通機関の便が悪いといった青森県の特殊事情を考慮し、これまで実施した模擬選任手続では、期日の開始時刻を午前9時からと午後1時30分からの二通りの方式で検証したことを説明し、併せてその際参加者から出された意見などを紹介した。)
- 下北の大間町などの候補者は前泊することになるのか。
- 遠方からの候補者については、必要と認められれば前泊や後泊も可能で、その場合は宿泊料も支給されることになる。また、前泊していただくことが前提であれば早い時刻に設定することも可能である。
- 青森県の場合は開始時刻は午前中の方がよい。
- 開始時刻が決まれば、それに合わせて出頭すると思うが、冬場や災害により交通機関がマヒしたような場合に臨機応変に後泊を認めてもらえ

るとは思えないので、開始時刻は午前の方がよいと思う。

- 必要な審理の時間は確保しなければならないが、審理が延びないように配慮していきたい。
- (ウ) 選任手続と審理（法廷での裁判）日程との関係について
  - （青森地裁でこれまで行ってきた模擬裁判では、選任手続に引き続いて3日程度連続して集中して審理を行う方式（連続方式）と選任手続に引き続き審理の冒頭部分までを行い、以後の審理等を1週間後に分離し、2日ないし3日連続して行う方式（分離方式）を試みていることを説明し、それぞれの方式のメリットやデメリットなどを紹介した。）
  - 仕事のことを考えると調整のしやすい分離方式のほうが参加しやすいと思われる。
  - 自分も分離方式の方がよいと思うが、間隔を空ける期間は1週間で足りるのか。
  - 最近の模擬裁判では、1週間空けた分離方式により2回実施した。2週間の間隔を空けている裁判所もあると聞いているが、被告人の拘束期間が長くなるなどの問題もあり、この点にも配慮していく必要があると考えている。
- (エ) 質問票（事前質問票、当日質問票）について
  - （配布資料（事前質問票、当日質問票）に基づいて、各質問票の利用目的などについて説明した。）
  - 聴覚障害のある候補者については、手話を通じて裁判員として審理に臨むことを想定しているのか。また、視覚障害のある候補者に対しては、最初からすべての公文書を点字化して送付するとかテープに録音して送付するということは想定しているのか。
  - 聴覚障害のある候補者については、手話を通じて選任手続から立ち会っていただくことを想定している。視覚障害のある候補者については、

すべてを点字訳するところまでには至っていない。

あらかじめ候補者の障害等の有無，程度に関する情報を把握するのは困難であるが，質問票が送付された段階で情報をいただければ，裁判所ではそれを前提にして対応することになる。

- 辞退事由に関する資料として、「診断書の写し」の提出が求められているが，診断書は何千円もする。どの程度考慮されるのか。
- 辞退事由等に関する資料については，診断書に限らず，事前質問票にも記載されているとおり，すでに手元にあつて写しを取れるものなど，容易に準備できる資料があれば提出してくださいというスタンスである。
- 事前質問票は，最初に見た印象としては，回答要領と質問票が独立しているもので，何をどう書けばよいのか分かりにくいという印象である。もう少し書きやすいように工夫してもらいたい。
- 模擬裁判の参加者からも，回答書と質問票を一体化したほうがよいのではないかという意見もいただいております，それも一つの方法と思われる。候補者にどのような事情があるのか分からないので，全ての候補者が記入できるようにするため，ある程度の分量はどうしても必要であるが，そういった中で，いかに記入しやすくかつ読みやすくしていくかが課題である。
- 当日質問票は何のためにあるのか。
- 当日質問票は，多くの候補者は事件の報道に接し，その中で有罪に決まっているなどの一定の判断を形成している候補者は，不公平な裁判をする恐れがあるのではないかと考えから，その情報を得るためである。
- 当日質問票には，事件のことを報道などを通じて知っていますかとの問いに対して「知らない」「ある程度知っている」「詳しく知っている」

と回答の選択肢が記載されているが、このうち、意味を持つのは、知らないか知っているかであり、どの程度知っているかということとはあまり意味がないのではないか。報道により事件の内容を詳細に知っているも、それだけで判断してはいけないということをいかに裁判員に納得してもらえるかが、裁判員裁判が成功するか否かを大きく左右する問題だと認識している。一定の判断を形成してしまっている候補者を振り分けるのであれば、この事件を有罪だと思っているかどうかの質問でなければ意味をなさないのではないか。

○□ 質問票にチェックした候補者について、かたくなに有罪だと決めつけているような候補者でないかどうかを個別に判断していくための資料を得るためのものであり、事件について詳しく知っているからだめということではない。

○ 弁護人の立場からすれば、報道などにより「事件の内容を詳しく知っている。」と思っ込んでいる候補者には御遠慮いただきたいところである。

◎ 当日質問票で何う趣旨は、事件について偏見を持っている可能性のある候補者を抽出するための一つの資料とするものであるので、事件を知っているかどうかの結論だけでもよいのではないか。

#### ウ 犯罪被害者が刑事裁判に参加する制度について

◎ このテーマについても、引き続き渡邊委員に説明をお願いしたい。

○□ （被害者参加制度について、青森地裁において実施した模擬裁判に関する新聞記事を紹介しながら制度の概要を説明した。）

○ 検察庁の取組を紹介すると、通常、事前に被害者との間で被告人質問等でどういふところを聞きたいのか意見交換していれば問題は生じないが、事前に打合せを行っても、被害者が検察官の質問に納得しないような場合も想定されることから、いろいろなケースを想定しながら検討を進めてい

るところである。

- 弁護士会では、日弁連主催の研修会等に参加している。国選被害者参加代理人となると、弁護士側からは選択できないので、エキセントリックで信頼関係が作れない場合も想定される。どこまでどのようにできるのか、いろいろな場面を想定しながら準備を進めているところである。

(5) 次回開催期日

平成21年5月27日（水）